

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年5月17日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和6年5月17日（金） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年5月17日（金） 午後4時45分
- 4 委員氏名
(1)出席者（18名）
(1番) 池田 静枝 (2番) 石川 真平 (3番) 小山 翼 (4番) 関谷 芳広
(5番) 原田 政祥 (6番) 倉重 俊則 (7番) 木原 伸二 (8番) 田村 正信
(9番) 松田 祥治 (10番) 貞平 克己 (11番) 池田 寛 (12番) 松永 初恵
(13番) 熊安 悅子 (14番) 末廣 儀久 (15番) 弘中ヨネ子 (16番) 原田 道昭
(17番) 藤井 伸昌 (18番) 横木 勉
- (2)欠席者（0名）
- (3)農地利用最適化推進委員 三戸 靖博
- 5 議事に参与した者
農業委員会事務局長 栗原 努
〃 事務局長補佐 重村 郁子
〃 農地振興係長 砂田 智子
〃 書記 福田 謙一郎
〃 書記 筑後 礼人
- 6 提出議案及び報告事案
議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附
則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
議案第33号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附
則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農
用地利用集積計画の公告）
議案第34号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用

地利用集積等促進計画の公告)

報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第31号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第32号 農地法施行規則該当転用届について

報告第33号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4番 関谷 芳広委員

5番 原田 政祥委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。ちょっと定刻より遅れたんですが、それでは、ただいまから令和6年5月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会の欠席はございません。欠席の方はおられません。過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを報告申し上げます。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、4番、関谷委員さん、5番、原田委員さんにお願いします。よろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第29号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第29号、はじめに議案の修正をお伝えします。お手元の修正連絡表を御覧ください。議案書2ページ、受付番号2が取り下げになりました。それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料は1ページからです。

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は6件になります。目的については、所有権の移転が6件です。譲渡理由は、耕作困難が2件、高齢のためが2件、相手方の要望によるものが2件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議の程、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案29号の1番は、所有権の移転です。現地確認につきましては、5月10日に木原小委員長、倉重委員及び事務局とともに実施しましたので、その調査も含めて報告します。

資料につきましては、1ページから4ページに記載しております。

2ページと3ページを開いていただきたいと思います。申請地につきましては、―――なんですが、そのすぐ―――にあります2種農地ということで、―――という地区になります。申請地は、一筆ありますが、土がいずれも入れられておりまして、畠地となっております。

それから、地番の―――ですが、これにつきましては、数種類の果樹がポツリポツリと植わっておりました。

それから、―――なんですが、ここには倉庫が建てられておりまして、東側に耕作したような跡がありました。それから、倉庫につきましては、倉庫の敷地は転用済みということになつております。それから、申請地の――に、譲渡人の宅地、―――なんですが、これがありまして、家がもともとあったんですが、今は更地にされて――されております。それから、譲渡人の宅地から、すぐちょっと―――ですが、――に譲受人の――、――なんですが、あるというふうなことでございます。

現地確認のときと、それからその後で譲受人に話を聞くことができましたので、報告したいというふうに思います。少し前から、―――が地元で就農したいという考えがあったということで、地元で農地を探していたら、運良く話がまとまつたと。それと、申請地以外に、所有権移転物件として、倉庫と、それから譲渡人の宅地もあるということでございました。それから、就農につきましては、ハウスを建設して野菜作りを始めたいということで、この申請地につきましては、現在かなり荒れおりまして、整備が必要と思っておるということで、当面は、――で、ハウスにつきましては、――から中古品を調達できるようになっているということで、――もハウスの建設の技術があるようなことを言っていただきました。それから、農機具につきましては、営農計画書にもありますが、自宅と譲渡人の倉庫に、それぞれ保管しております。それから、自宅の保有分で畠が少しあるということで、畠作を行つてきているということでございます。

それから、譲渡人の情報として、ほかに農地をかなり持つておられるのですが、どなたかに預けておられて、本人はもう耕作意思がないということでございます。――でございます。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、機械がありまして、労働力も確保をされております。それから、農地の全てを効率的に利用できると考えます。

それから、4号の農作業常時従事要件について、―――ですから、――可

能で問題ないと考えます。

2号、3号、5号については、該当しておりません。

審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 はい、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。倉庫が建っているということでしたが、その辺の表示、転用済みということなんですが、これ、図面見る限り、真四角なので、その辺の表示がどうなのか、事務局、分かればお願いします。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○2番 じゃあ、農地の面積はそのままでいいです。――――と――――は大体同じ面積になっているんですか。

○事務局 すみません、お待たせいたしました。今回の議案でいきますと、所有権の移転ということで、ちょうどこの議案の表示上は筆の面積全てということで、――m²で書かせていただいております。

○2番 半分ぐらいは倉庫ということですね。

○事務局 そうですね。当時—— m^2 のうち—— m^2 ほど倉庫という届出になっております。

○藤井会長 地目はどうなっているの、それ。

○事務局 登記の地目はそのままですね。

○藤井会長 そういうことってある。

○事務局 実際届出をされたときにきちんと分筆されて、その部分だけ別の地目を登記される方もいらっしゃるというところだとは思うんですけども、そこまではちょっとこちらのほうでは言えないところにもなっておりまます。

○2番 大きさを測って分筆はせんけど、転用ができるというような話を聞いたことはあるんですが、その場合、農地面積が減っちゃかんとおかしいんじゃないですか。ここだけは倉庫用地ですよというような表示がないと。

○事務局 そうですね。うちの農地台帳システム上はそういう形で保有するべきものだと思っております。ただ、今回の議案上は全面積での所有権移転の3条ということで、全面積で表示させていた

だいております。

○藤井会長 その扱いで問題がないわけだね。

○事務局 特に問題はないと考えております。

○藤井会長 そういうことらしいです。よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。あと一つ、この方は先ほど——のほうからハウスの建設予定があるということで、————を当てにされているようなんんですけど、どんな感じなんですかね。ちゃんと手当でできるような状況になっているんでしょうか。地元委員さん、分かれば教えてください。

○15番 15番、弘中です。————の今から空きハウスが出ますから、それを予定していると————は言っていました。

○藤井会長 そういうことですので、ぜひ地元委員さんもこれから新規就農者として応援してあげていただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、举手をお願いします。

[賛成者举手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明お願ひします。

○15番 15番、弘中です。議案第29号の3は所有権移転の申請です。現地確認を5月10日に事務局2名と原田委員で行いました。譲渡人と譲受人には5月10日に話を聞きましたので報告します。現地は資料9ページから11ページのとおり、————の——に位置しており、譲渡人は——で————が一人で維持管理をされています。このたびの土地は離れたところにあり、——年前より譲受人に耕作してもらっており、譲受人により話があり、話がまとまつたとのことです。譲り受け人は隣接農地で大型農機の利用により作業効率がよくなり、————がおられるので規模拡大をしたかったので譲り受けることにしました。

農地法第3条第2項の各号の農地の権利移転の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について所有されている農地を効率よく耕作されているので、農地を取得されても耕作できると思います。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されており、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害を生じるものがないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、要件を全部満たしていると判断します。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 よろしいですか。御意見のないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。よろしくお願ひします。

議案第29号の4は、所有権移動の申請です。13ページから16ページを御覧ください。

現地確認は5月9日、事務局2人と私、熊安委員に5月13日に現地確認を行いました。申請者の聞き取りは10日に行いました。

報告します。現地は――――――から――――mぐらいのところです。譲渡人と譲受人は――です。譲渡人のほうが一で、もう――年一が作っているということで、一のほうも――のために一に譲るということの申請です。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。まず第1号の全部効率利用要件について耕作要件、農機具保有状況とかを見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、現地確認しまして、野菜とか、とにかくきれいに耕作してありますので、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。

私のほうから1つ。この申請地の上側に譲渡人の土地が少しありますよね。これ、13ページを見ると斜めの斜線が引いてあるんですけど。どっちがどうなんですかね。

○事務局 こちらは、現地はもう道になっておりまして、過去に転用が行われております。

○藤井会長 転用済みの農地ね。

○事務局 そうです。

○藤井会長 じゃあ、田じゃないわけね。

○事務局 はい。登記簿を変えられていないということだと思います。

○藤井会長 はい、分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。これも農地法第3条許可申請に係る説明です。

議案29号の5は、所有権移転の申請です。17ページから御覧ください。

現地確認は事務局2名と私、5月9日に、熊安委員が5月13日に行いました。現地は――――――から――mくらいのところです。

譲渡人は、――――のため耕作が困難ということです。譲受人は、――――して――で家庭菜園をして利用したいということで、譲り受けることにしたということです。農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をします。第1号の全部効率利用要件については、譲受人は耕作要件農機具保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれております。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要のある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。転貸禁止要件で、自ら耕作をされるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の今回の権利移転により、周辺農地の農業上の効率、かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

よろしいですか。御意見ないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第29号の6は所有権移転の申請です。現地確認を5月10日に事務局2名と原田委員で行いました。5月13日に譲受人と譲渡人の代理人、――――に電話で聞き取りを行いましたので報告します。

現地は資料21ページから23ページの通り、――――の――に位置しております。譲渡人は――にて――で――耕作困難であり、知人に維持管理を任せていきました。このたび、新しい耕作者を見つけてもらい、話がまとまり、譲り渡すことにいたしました。譲受人は――から――し、――に帰り、――前から譲渡人の畑で野菜を作つておられます。続けて耕作したいので譲り受けることにしました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。まず第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されていますので、農地を取得されても耕作できると思います。第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている利用により、譲受人は農作業を従事すると見込まれると判断します。第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可申請の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

よろしいですか。御意見ないようですので、採決に入れます。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。先月審議していただきました案件です。説明は25ページから28ページまでです。前に先月説明しましたところなんんですけど、譲受人の面積が広いということで、再度審議して、譲受人に再度確認をとらせてもらいました。それで、説明します。

――――に入っていらっしゃるそうです。それで、割とあそこは盛土にするというのではなくて、割と低い、だんだん道路が高くなつて、宅地が側にできて、田んぼがすごい低いんです、この譲り受けされる田んぼが。それで残土を置くということで申請されていましたけど。農地がちょっと広いんじゃないかという意見がこの前ありましたが、――――されて、――――が――――そうですが、盛土にしてさつまいもを作るという意思で譲り受けるということの、先月の説明をしましたが、ちょっと広すぎるということで意見がありました。

農地利用最適化推進委員さんが、譲り受ける側に再度説明を受けに行って……

○藤井会長 推進委員の三戸さん、補足がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員 補足説明をさせていただきます。ちょっと座つていいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○農地利用最適化推進委員 5月7日に、16時から17時20分、1時間半程度、面談にまいりました。先般の皆様のお考えと齟齬があつたりするとまずいということで、いろいろ聞いてきました。その中でまず1点目は、じゃあ農業するなら、農作業日数は年間どのくらい考えておくかという質問をしますと、年に約100日ぐらいはやれるだろうと、それと一緒にやりたいということでございます。それで、あとは、要はトラクターも何もないでどうするのかという話をしまして、もうすぐ購入予定ということで、新品は買われんから中古でも探してやりますということ。その前に、まず土地を埋めなきやいけないということ、畑作りにどうするのかというと、残土を入れるというので、残土とはどういうものか見せてくれと実際見に行きました。それで説明してもらいましたと、検認しますと、残土というのは真っ黒け、田んぼの土あるいは畑の土とは全然変わったものではありません。それで、もう1つ私は疑問を持ったのは、ひょっとしたら産廃じやないかと思いましたけれども、産廃とは全くまた違います。どんどん色々と、残土というのはよく分からなかつたもので、そのままこれは法律の問題はない土ということで、まずは買った、譲り受ける田んぼの上土というのは大体1尺程度ありますから、それをまず除けて、それから残土をそこに戻して、それで先に除けた土を上に被せるということで、高さは道路のより下になるから、大体1.5m程度。実際に機械が入る程度の高さまでするということでございます。それで、残土を今どこから持ってくるのかと言ったら、ちょっと見てくれと言うんで実際に見に行きましたらかなりの量があります。まずこれを埋めて、足らん分は年に何回か、そういったほかの埋め立て、あるいは整理した土地を持ってくるということで、主に山の土とか、宅地造成地の残土を持ってきますということでございます。本当この残土というのは田畠の土に全くよく似て、区別がつかない、そういう状態でございます。

それで、あとは、さつまいも、あるいはじゃがいもを作つて、保管場所をどうするのかということになります。それも聞きますと、——、今この地図にあります、この土地にコンテナ型の農業倉庫を設置すると。そしてこれにエアコン付きということで保管をするということでございます。

それと、あとは、最後に、あとはもう——というは、私ちゃんと——に行って調べました。約一年くらい前に——で手続きをされております。そのときの職員は——さんとということでございます。

それで最後に、そうやって作られる予定ならいいのはいいのですが、私は農業委員会の推進員だから、毎月あるいは1年1回、1筆ごとに全部確認しています、そういう役目があるからと。だから言われた通りにちゃんとしてもらわんにやあ困るよというのを最後に申し渡しをしました。一応それでオーケーということでございましたので、引き下がつて帰つた、そういう状態でございます。

以上、ちょっと物足りないことがあるかもしれません、また御質問があればお聞きいたします。以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

前回保留にした内容というのが、保管場所と売り先、農機具の手配の予定、埋め立てし、営農する全体的なスケジュール、残土を異常な高さまで積み上げてほしくないという法律上の高さの問題で、その辺をはっきりさせてほしいという内容であったかと思うんですけれども、今の説明では大体それが入っておるんじゃないかなというふうに思いますけれども。そういうことも踏まえて、皆さん何か御意見、御質問があればお聞きしたいと思います。

○6番 6番、倉重です。私の要望としては、県の経営審査に添った営農計画を出してほしいなというのはありました。ですが、三戸委員さんが1年に1回必ず確認するということありますので、その辺りはぜひ徹底して、計画を立てて。多分それは計画のとおりにならないこともあります。それは、一般農業者でも認定農業者でも計画のとおりにならないこともありますが、一応は数字をしつかり出して、それが営農計画でありますので、その辺を本当にやっておるかというのを確認していただくといいのかなと思います。よろしくお願いします。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○4番 4番、関谷です。先月休ませていただいたので、この件、今日初めて聞きました。この——は譲受人との——ですか。そうなんですね。それが影響している部分があるんですか。

○藤井会長 事情があって、土地ごと——が手に入れることになって、それに農地がくっついでいるというような状況が元々の状況のようです。

○4番 将来的に——資材置き場であったりとか、そういう。

○藤井会長 ここは一応農用地ですので、その辺のところはもうはっきりした計画がない限りは、追加承認する気はないというのが現状ですけれども。

○4番 その辺がはっきりしておるなら、今回の内容で審議しても問題ないかなというふうに考えていました。ありがとうございました。

○藤井会長 その辺のところも含めて、地元委員さん及び推進員さんにはしっかり状況を見守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。どうぞ。

○1番 11番、池田です。今、——、ここが農地転用をしてあって、あそこを通るんですけど、きれいな更地、砂利が敷いてあると思います。ここが農業用のコンテナ型の倉庫を置くということですが。さつまいも御存じのように、非常に冬の間は腐りやすい、保存が非常に難しい植物です。昔は、親なんか土の中に、山のほうに植えていたことがあります。その辺で、コンテナの倉庫をどういう種類のものを置かれるのか、どういう保存方法をされるのか、その辺が分かれば、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○農地利用最適化推進委員 松永委員に代わってお答えをいたします。

実はコンテナ型ということは、大体、カスタム前は通常のコンテナ、それに、実はエアコンをつ

けるということで、状態を保つというお話を聞いております。以上です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番承認いたします。

続きまして、議案第30号、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第30号を御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は29ページからとなります。

議案第30号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回申請された件数は1件で、転用目的は、農作業場の設置です。

受付番号1は、農作業場の設置です。資料は29ページからになります。農地の種別は、集団農地面積138.9haの農地で、農地法第4条第6項第1号イに該当する農用地区域です。農用地区域計画変更手続き済です。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○藤井会長 地元委員さん、説明お願いします。

○5番 5番、原田です。議案30号の1番は、自宅隣地の自己所有の農地を育苗箱置場や駐車場として転用したいという申請です。現地確認につきましては、5月10日に木原小委員長及び事務局とともに実施しましたので、調査も含めて報告します。

資料につきましては29ページから34ページということになっております。30ページと31ページのところを出していただいたらと思います。

申請地につきましては、——から——にある農用地で、——という地区になります。31ページですが、申請地の——には自宅と倉庫兼作業場ということがありまして、スムーズな作業が行われるようになっております。

申請人の話では、前から育苗箱をここに並べておられたということなんですが、_____、その関係もあって整理も兼ねて転用したいということでござります。現地確認のときに申請人の——ほうから話を聞いたところ、——まで、一まで米作りを考えておりまして、面積拡大も今後続けたいということで、目標として 100ha いきたいというふうに思っておられるようです。一につきましては、そんな関係もありまして、農業の意欲があるということで、_____ ということでございました。

32ページと33ページに事業計画書がありますが、この中で、33ページに計画図があるんですが、その中で、ちょっと右側の上のほうになりますが、地番の――――――ですが、これにつ

きましては、アスファルトが敷かれておりまして、駐車場として使われておりました。したがいまして、始末書を提出してもらいまして、ここの確認を行っております。自宅の前のほうなんですが、一筆につきましては、苗箱置場や農機具置場の計画というふうになっております。倉庫からの苗出しという作業といずれを考えれば、他の土地では営農の目的を達成することは困難というふうに思われます。また、周辺への営農の支障はないものと考えられます。許可基準を満たしていると思われます。審議、よろしくお願ひしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番承認いたします。

続きまして、議案第31号。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第31号。はじめに議案の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。
5点ほどございます。

図面資料5 2ページ、こちらの図面が別紙添付されています別紙に差し替えになります。
図面資料8 1ページ 地図中の間連議案の番号を修正します

図じく、国玉資料 1-27 ページの地図中の開港議案の番号を修正します。

又如，如果說明： $\alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_n$ 確實有 $\alpha_1 < \alpha_2 < \dots < \alpha_n$ ，則對 $\beta_1, \beta_2, \dots, \beta_n$ 有

从上表可以看出，1952—1957年，我国的农业总产值增长了1.5倍，平均每年增长率为5.6%。

件です。転用事由の内訳は、從業員用駐車場が2件、太陽光発電設備が1・3件、資材置場が1件、建売住宅が1件です。受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は35ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.8haの農地で、大道出張所から460mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は43ページです。農地種別は集団農地面積2.8ha

の農地で、台道出張所から 480m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 3 は、太陽光発電設備です。資料は 51 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 0.2ha の農地で、西浦出張所から 290m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する第 3 種農地です。

受付番号 4 は、太陽光発電設備です。資料は 59 ページです。農地の種別は、集団農地面積 0.4ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 5 は、従業員用駐車場です。資料は 69 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 0.1ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

受付番号 6 は、従業員用駐車場です。資料は 75 ページからです。農地の種別は、集団農地面積 0.1ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第 2 種農地と判断します。

受付番号 7 は、資材置場です。資料は、81 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 0.4ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 8 は、建売住宅です。資料は、87 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 48.5ha の農地で、――――から――――m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。開発許可申請中です。

受付番号 9 は、太陽光発電設備です。資料は、93 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 7.8ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 10 は、太陽光発電設備です。資料は、103 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.5ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 11 は、太陽光発電設備です。資料は、111 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.5ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 12 は、太陽光発電設備です。資料は、119 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 0.7ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 13 は、太陽光発電設備です。資料は、127 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 2.0ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 14 は、太陽光発電設備です。資料は 135 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 38.4ha の農地で、――――から――――m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 15 は、太陽光発電設備です。資料は、143 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 2.0ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 16 は、太陽光発電設備です。資料は、151 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 6.6ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号17は、太陽光発電設備です。資料は、159ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案31号の1の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

現地確認を5月10日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、5月13日に譲渡人、同じくその日に代理人の——に電話で聞き取りを行いましたので、それらのことについて御報告をいたします。

現地は資料35、36ページのとおり、——の——から一側へおよそ——mほど行ったところの——の一側に位置しております。——よりもかなり低い窪地の状態の農地になっております。農地区分は、第2種農地ということになっております。

まず申請地の現況ですけれども、現在は耕作そのものはされておらず、保全管理という状態になっております。譲渡人に、今回の農地転用の経緯について聞いたところ、太陽光発電業者からの売買についてのアプローチがあって、今回売買することにしたということなんですが、この譲渡人は一年前にこの農地を取得しております。下限面積の条件を適用して取得した農地であります。ただ、業者のほうからのアプローチもあったということなんですが、この農地が、先ほど言いましたようにかなり低い農地ということで、元々ガマが生えるような、いわゆる湿潤の農地であったということも影響して、今回売買することにしたということでした。

それから、譲受人なんですが、——となっておりますけれども、実際の施工及び維持管理、それから近隣関係者等への説明等については、——が対応しております。——は、この資料にもありますけれども、いわゆる——ということなんですが、従業員一名というふうになっているので、一応確認をしました。親会社は、住所も全く同じなんですが、——という、主に太陽光発電だとバイオマスの関係を手がけている従業員が——名というふうにネットの資料には出ておりましたけれども、大きな会社です。その——、——で、——によれば、——、——、——をして、実際この——には従業員が一名というような状況のようです。

それから、事業計画の中見て、山口県内開発実績たった一件かという話をしましたら、現在稼働しているのが一件ということで、この関係で、——の関連で、現在準備中のものが——だけで約——件、今予定をしているということで、防府への申請は今回が初めてということのようでした。

それから、隣接の土地所有者、自治会長等への説明状況については、41ページのとおり全部されております。これは――――――のほうから説明しているということでした。

そのほか、周辺農地に関わる當農条件に支障を生じる恐れもないと思いますので、本件については転用やむを得ないというふうには考えます。皆様の御審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。――――――で取得されています。その後、取得後、耕作はされているのでしょうか。

○16番 当初は耕作、1回、芋か何か植えてたんです。ただ農地が、非常にじゅるい農地。これ、―――ができたために、一側は高い土手になっていまして、ここは全部今太陽光。一が―――ということで、その間に挟まれた窪地になっていまして、これは末廣委員がよく御存じなんですかけれども、おそらく――――――というような農地でした。

今回の譲渡人が購入する前、その前ももう十数年何も耕作されてなかつたというような農地でした。

○2番 下限面積の制限値もなくなつたので、今後はそういうのがないと思いますが、ただ、下限面積がなくなったので、今度はすごく小さな農地取得が最近目立っていますが、果たして耕作がされるのかどうかというのが非常に疑問があるところです。ただ、耕作していないからどうこうとか、そこはないような感じがしますので、その辺の指導をどうするのか。実は――にも一件あります、耕作が全くされていないどころか、――――――という状況になっていますので、いずれあれも売却するんだろうなとは思いますが。そういうのを今後どうしていくのかなというのがちょっと1つ疑問があるのと。

あと、小さい話ですが、雨水の放流先が農業用排水路以外になつていて、農業用排水路じゃないですか。被害防除計画、農業用排水路以外になつていて、周りの排水路を管理してくださいよというのが、やっぱり農業用排水路だからという理由もあるので、その辺はきっとやったほうがいいのかなと思います。多分、どこからどういっても農業用排水路につながると思うので、お願いをしたいと思います。

最初の質問は、事務局はどういう見解を持っているのか、お願ひいたします。

○藤井会長 事務局。

○事務局 お答えいたします。

――――――で取得された農地については、中にはやられないというような事例を数件お伺いしております。今後、そこをどうするのかというのも含めまして、――――――のやり方ですね、ここら辺の厳しいものが必要なのかなというふうに事務局は考えておりますが、農地法上でそ

れを規定することがなかなかできないところもありますので、こちら辺は——の担当課等をよく詰めていかなければならないところではないかなというふうに考えております。

下限面積が撤廃されたことで、耕作困難な方がより身近に自分の家の隅、自分の家の近くを家庭内菜園でやりたいんだけどというところで、そういうところは効率よく下限面積が撤廃でなられているんですけども、今後その3条でこれ本当にやるのかなというところは注視していかなくちゃいけないのかなと。本当にできるかどうか。

今回の事例で言いますと、ほとんどの方が今まで維持管理を任せていたとか、耕作していたとかというところであったので、ちょっと大丈夫かなというふうに思っているのですが、今後そこら辺は注視していかなくちゃいけないし、指導のほうも本当に大丈夫かというところも含めて、していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。以上です。

○藤井会長 よろしいですか。

今の件ですが、これは私の思いなんですけれども、今後皆さんとも議論しなくちゃいけないなというふうに思っておったのが、この下限面積の小さいやつとか、——にくついている農地というのは、防府市の決め事になるのでしょうかけれども、まず最初に利用権の設定で1年2年やつていただいて、それから所有権の移転という手続きを踏むという考え方もあるのではないかなどいうふうに私の考えとしては思っていますので、その辺のところも含めてまた皆さんに議論していただこうかなというふうには思っています。

そのときにまた御自身の御意見をお伺いいただければと思います。そのときにはよろしくお願ひします。

ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案31号の2は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

現地確認は5月10日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、5月12日に譲渡人の一に面談、それから13日に代理人の——などに電話で聞き取りを行いましたので、それについて報告をいたします。

資料は43ページからとなります。先ほどの31号の1の農地のすぐ北側になります。45ページを御覧ください。ここに公図が載っているのですけれども、先ほどの1号の農地の上の——

というのは、今回の申請農地です。この1号の農地とこの間に赤線が入っています。この太い黒い線ですね。ここが赤線です。ただ現状の実情はほとんど見分けがつかないぐらい、先ほど申しましたけれども、この農地の所有者が既に——年以上耕作はしていないということです。というのが、この農地の一側——、雑種地になっていますね。——という会社なんですが、これ全部太陽光です。ここはメガソーラーです。崖になっていまして、この申請地のほうがかなり低い場所。したがって、先ほどの1号の農地と同じで、この2号の申請農地にもガマが生えているような湿潤な農地ということで。現状は、この右側の——がソーラーができたために、この田んぼに入る道がなくなったと。昔はあつたらしいんですが、聞いたところですね、あつたということなんですが、現在もう入る道がない、道路に接続していないということで、今回の申請についても工事はどうするんだというふうに確認しましたら、47ページに書いてありますけれども、先ほどの1号の申請農地、ここを通って工事をすると。ここしか入り口がないんです。というような、ちょっと変則の農地ということになります。

譲受人は1号の業者と同じです。

それから施工、それから維持管理、それから近隣関係者への説明等については、先ほども申しました同じ——が実際には対応しているという話でした。近隣関係者への説明については、49ページのとおり、自治会長を含め説明済みということで、特に意見はなかったというふうに聞いております。その他、周辺農地に関わる営農の条件に支障する恐れもないというふうに思われますので、本案件も転用についてはやむを得ないというふうに考えております。皆様の御意見、御審議よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので採決に入れます。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、2番承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。議案第31号の3は、太陽光発電への転用です。

現地確認を5月10日に木原小委員長と事務局2名とで行いました。ここは、譲渡人はもう高齢で耕作できないというような感じで荒れていた土地なんですが、その周りは全部太陽光に変わっていまして、今回——が太陽光に変えるということです。この辺はもう農地もありませんので、特に周りに影響するということもないと思いますので、特に問題はないと思いますので、皆様の審議よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見がある方お願いします。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。31号の4、59ページから御覧ください。31号の4、太陽光発電です。

現地確認を5月9日、事務局2名と私、熊安小委員長が5月13日に現時確認しました。ヒアリングは12日、13日と行いました。

61ページ、すぐそばに——があります。この——も、もう——ごろできた、もう——として、後にすごい——があるんですけど、それで——があつて、田と書いてあって、下に——の田がありますけど、これ、公道から入るところがないので、前の持ち主の方の土地を通って、——は入って耕作していらっしゃいます。

譲渡人さんにお聞きしましたが、やはり——に耕作はできないということで、太陽光発電に譲り渡すということになりました。

62ページにいろいろ書いてあります。その計画、そして、後の維持管理はしっかりと書いてあるとおり、届けられたとおりに実行してくださいということを確認しました。以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、6番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いいたします。

○3番 3番、小山です。議案第31号の5、6について説明します。資料は69ページからになります。場所は——、——のすぐ近くにあります。また、隣に——があります。付近一帯は住宅が密集する市街化調整区域になっておりますが、すぐ南の赤線を挟んで市街化区域になっているというところでございます。——、一側には——という——があります。

現地調査は9日、事務局2名、石川小委員長、私の4人で行いました。69ページをご覧くださ

い。この画面でいきまして、右左言つてあるんですけども、緑の表示があるところのすぐ左側が、これが——になります。——に面しておりますが、出入口がないという状況でございます。

71ページの構造を御覧いただくと、5号のほうが—————であります、これが売買で所有権の移転の案件でございます。そして、その下の—————が賃貸借ということになっております。

次に73ページを御覧いただくと、ちょっと見づらいんですが、表示がちょっと逆になっておりまして、北側、下のほうを見ております。ここでは一枚の田んぼがこの中に入っているわけですけども、ほぼ中央部、やや右側寄りに、出入口を作ると、一mの進入路を作るということでございます。これは、——さんがお買いになった農地のほうに作られるようになっております。ここに軽が一台、普通車が——台ということで、——台の駐車場を作るという観点でございます。やや——さんの——にしては駐車場広いんじゃないかということで確認しましたところ、ここには、もともと—————があったところですけども、ここに、—————とか、あるいは—————と、こういったところが今回入っておりまして、ここの従業員も利用されるということで、——台のスペースが確保されているようでございます。

一応、こういったことで、規模的にも地理的にも近く問題はなかろうかと思います。

参考までに、——さんは、—————にあります、主に——、——を中心に約—————されているということでございます。県内には、ここが—————ということのようでございます。

69ページにございますように、農地の種別は第2種農地になっております。転用にあたって特に問題はないものと認めます。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断いたします。

ちょっと1点だけ気になるところがございまして、先ほど出入口の話をさせてもらいましたが、ここは—————が購入される農地のところに作られるということで、6号の賃貸借の案件については、進入路がないという状況になっております。将来、賃貸借ですから返還ということがあるわけで、戻ってきたときにどういう使いができるのか、ここは非常に奥行きが狭いんです。使い方としては、駐車場を使うぐらいしかないんじゃないんじゃないかというようなところでございます。そういったことで、譲渡人の人に話がしたかったんですけども、なかなかあちこち当たったんですが、近所の人の話では、ちょっと——で、—————、—————、—————のほうにおられるとかいうようなことは言われているんですが、住んでおられるところは分かりませんし、連絡先も事務局からいただいた一覧表の中にも、—————対応というようなことで連絡先が書いてないんです。また、—————に聞きましたら、—————というようなことで取り合ってもらえませんで。どうも聞くところによれば、直接

——が交渉されるというようなことで、今回、所有者の住所は分からず、連絡先は分からずというようなことで、何か機会があれば一応この話はしてあげておくといいんじゃないかなというふうに思っています。

事務局に聞けば、将来、賃貸借で許可がおりて、将来、種目変更ということが当然考えられますので、雑種地になれば5条の縛りはないということですので、またその辺やり方もあり得るのかなというふうには思っております。以上です。よろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願ひします。どうぞ。

○6番 今ちょっと気になったんですけど、所有者へのヒアリングができなかつたということありますか。

○3番 できなかつたんです。調べようがありませんので。こちらの名前が、今回差し替えが出ていますけれども、————の名前になっているんですけども、それで住所は書いてありますが、————ということで、————です。ですから、尋ねて、近所の人の話によても、ちょっと今、————、————ということをおっしゃっていますから、電話番号も分かりませんし、連絡のしよがないです。ちょっとこの辺は事務局にも話をしていますけれども。

○藤井会長 事務局、ちょっと説明してください。

○事務局 こちらは申請のほうは、この今、修正連絡表に載っている修正後の方で出ているんですけども、うちのほうのシステムの修正がちょっと先に入らないといけなかつたんですけども、それがちょっと入っていなくて、その修正前の方の名前でちょっと議案書が今出ているというところです。

あと、聞き取りに関してなんですが、こちらのほうがですね、一応その————ですか、そちらの方が聞き取りに応じるということで話があってですね、それぞれの方への連絡はちょっと難しいということで言われましたので、ちょっと稀にそういうこともあるんですけども、窓口に出されるということでしたので、今回はそちらに聞き取っていただいたというところです。

○3番 いいですかね。私も農業委員4年目ですけれども、今回のような事例は初めてです。——、————が何をしているかちょっとまだはつきりしませんが、いろんなこと、——されているようですから、いろんな————も持っているんだというから、それなりのことをやっていると思っているんだろうと思うんですけども、————です。どうしようも、————と、————というようなことで。————と言わされたのが、————だったんですけども、そこにはちょっと事務局の——さんから聞いてもらったんですけども、そこも————が直接交渉しているので、分からずというような話になっておりますので。ちょっと私

としてもどうしようもないんです。何かしてあげたい、話をもっと、こんなの残しとっていいのって言ってあげたいんですけども、どうしようもありませんから。先ほど申し上げたように、農地法では、転用で片がつけば一応種目変更ができますから、そうなれば農地法を離れて、1つの土地として売買されるということも可能じゃないかというふうに思いますので、どこかで見つけることができれば、またその辺、お力添えがしてあげたらなというふうには思っております。

○藤井会長 どうですか。

○6番 ちょっと疑問があるんですけど、所有者の意向の確認なしに転用できるんですか。素朴な質問なんんですけど。それはちょっと、どうなんかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 今回の件でいうと、賃貸借を選ぶか、所有権移転を選ぶかというところは、先に合意された後にこういった申請になっておるというところで審議しますので、そのところはちょっとここで突き詰めていくのは難しいのかなと思っております。

○藤井会長 賃貸借の契約がなされているかどうかはここでは確認できない。する必要もない。

○事務局 書類としては、提出は必須ではございません。

○藤井会長 そういうことらしい。よろしいですかね。ほかに何か御意見があれば。

よろしいですか。先ほど委員がおっしゃったように、本当に所有者の方が今後見つかれば、所在がはっきりすれば、またそのようなところも相談に乗ってあげていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかに御意見ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 ないようですので採決に入ります。5番、6番、承認いただける方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、6番、承認いたします。

続きまして7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。よろしくお願いします。

31号の7は、――――――の資材置き場として譲り受けたいとの申請です。

現地確認を、5月9日、事務局2名と私、5月13日、熊安委員で行いました。5月11日に譲渡人、譲受人にヒアリングをいたしました。現地は――――――から――――mのところです。

譲渡人は、――――のためと、――――と、――――ということで譲り渡すということです。

84ページの事業計画書が出ておりまして、一応確認しまして、今、譲受人は、現在は、——のほうに資材置き場があるということですが、これは、もう移転しなければいけないということで、現地を譲り受けるということの話です。一応、建設資材置き場ということです。田んぼのほうも、やはり山田で水が上から下にちょろちょろ流れるような、耕作しても、作物作っても作物はなかなかできないしということも、譲り渡す方から聞きました。譲受人は、————の資材置き場として利用したいということで、譲り受けるということで、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願ひします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入れます。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番を承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第第31号の8は、譲渡人の4人の農地を建売住宅を建築するため譲り受け、転用したいという申請でございます。

現地確認を5月9日午後2時半から、事務局2名と石川小委員長と私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを5月10日に行いましたので、報告いたします。

現地は87、88ページを御覧ください。

————になります。——から——mのところです。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について説明いたします。資料の87ページにありますように、農地区分は2種農地でございます。また、92ページの被害防除計画書にありますように、汚水処理は合併浄化槽となっており、農業用排水路に放流されます。したがって、水利組合の、————の——であります——のほうに許可を得られています。地権者の方には、以前のアンケート訪問でお会いしまして、皆さん方にいろいろ聞いております。それで、やはり——ために管理できなくなったとか、言われております。これは、——からもそのようにお聞きしました。先ほど言いましたように、水路がそばにありますので、年2回の地域の清掃作業には必ず協力してくださるよう、お願ひいたしました。これも、——もそのように伝えますとのことです。

以上のことから、許可基準に該当すると判断いたします。皆様方の御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

よろしいですか。これ、事務局ちょっと聞きますけれども、これ——したら、ここは1種に戻るような農地なんですかね。——mと書いてあるからぎりぎりですよね。

○事務局 ——mということで、現在、————の場所を——されておりますけれども、そちらに、おそらく————だということで伺っております。——は、——ようになりますので、この辺りに関しては、87ページでありますように、集団農地面積は48.5haということで、10ha超える農地ということで、1種農地になる可能性が高いかと思われます。

○藤井会長 そうでしょう。だから、それまでにこの辺りは、かけ込みの転用が出てくる可能性もこれからあると思う。これはどうしようもないのかなという思いもありますけれども、何とか止められるものだと止めたいなというふうな思いはあります。

ほかに何か御質問ないですか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第31号の9は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備にするという転用申請でございます。

現地確認を5月9日に、先ほどと同じように4名で行いました。現地は93ページを御覧ください。ここは、——です。——と——を結びました——くらいのところです。関係者への聞き取りを5月9日から10日、13日にわたりまして、しましたので報告いたします。95ページを御覧ください。申請地のすぐ南の——、——、——は、——の土地です。現在は新規就農者の——が利用権の設定で借りられているところです。この一枚と、上のほうにまた一枚ございます。——は、最初から——で作物を作られている方です。農薬も肥料も使わない。それで作物を作られており、今現在の土地に何が合うのか、手探り状態で、いろんなものを作つてしまっています。それも楽しくて楽しくてしょうがない、と、この間まで言っていらっしゃいました。その日、最初に持ち主の——宅へお邪魔しまして、1時間くらい、畠べりで2人で話したのですが、業者からの手紙も、100ページにございますけど、訪問記録というのがあります。そこを見まして、ポストに投函したとありますので、——に聞いてみましたら、——も——の——も、いや、ちょっと分からぬ、って言つてしま

した。——に貸して、本当にあのとき貸してよかったですよ、ということを、そのときに何回もおっしゃいました。というのが、————、——あまり農作業ができないということもあるので、——本当に喜んでいらっしゃいます。この——、太陽光が大嫌いな人で、————、っていう感じで、もう最初から話していらっしゃいました。今回でなしに、もっとずっと前、——の土地を借りられるというときに、そういうお話をされておられました。——自体も、自然が大好きで、あの土地に惚れ込んで、空気もいいし、環境もいいし、太陽光は南部にあるんですけど、今、中間から上のほうには全くないので、本当にいい土地だと気に入られまして、ありがとう、ありがとうって、その後言っておられ、私もちよこちょこ通るときに寄るんですけど、少しずつ、圃場を広げられて、嬉しそうにやってらっしゃる、もうこんなになったよ、肥料も何もやってないのに、作物がこんなにできたよ、池田さん持って帰って食べてみて、とか言われて。そういう感じで、本当に喜んでいらっしゃいます。この話を、その日——のところから帰りに寄りまして、ちょうど帰って、仕事から帰りに、そこの圃場に寄られて、作業されてたので寄りまして、実はこうこうで太陽光が上にできるということになりました、という話をしました。この前から、畦べりは、——————が、一人来て草刈りをされてたから、なんとなく嫌だなという思いはしておられたようです。私も話したら、——と話して、一筆欲しいという感じのことを言われていました。

すぐにここに間に、————の方に訳を話しまして、——と直接——と話してもらうことにしました。結論がすぐに出ることはなかなか難しく、——からみれば、農業委員会のほうにも僕の思いを聞いてほしいと言われまして、13日の夕方、仕事の帰りに、委員会のほうに立ち寄っていただきまして、担当の——さんと一緒に話を聞きました。やはり僕としては本当に反対したいと、せっかく気に入っている田なので返したくないし、一生懸命ここでやりたいと思うとおっしゃっていました。

反対理由は何なのと聞かれますと、私もちよつと気になるんですけど、以前、——————、おっしゃっていたと思うんですけど、当時いらっしゃった方は御存じと思いますけど、そういうことを、すごくもろに信じていらっしゃる方で、こんな空気も景観もきれいなところに、そんなものを自分の圃場の上に作ってほしくないっていうのを、真剣に思っておられます。

——には、喜んで農業を取り組みたいという——人は、私、——と、今時々お話ししますけど、——という方が、すごく目を輝かせて、作業されているんですけど、その2人、——さんもいらっしゃいますその一人くらいしか、ちょっとまだ出会ってないんです。

そういう貴重な方が、本当に真剣に考えて、農業をしたいっておっしゃっている、そういう方の意見を全く無視して、はい、じゃあソーラーに決まりました、ということは、私は、本当に、委員

として情けないなと思いますので、——、本当に言いづらいです。——、——
一ですし、御存じの方は御存じですけど、——して、——、——お
ります。これは、太陽光によってなくなつたんです。それでも、——ことだから、ここでどう
しても言えなかつたんですよね。皆さん協力してくださつて、みんなが反対しようよつて言ってく
ださつたときもありました。本当に嬉しかつたです。けど、できませんでした。

今回は、せっかくこういうふうに、本氣で新しいスタイルでの農業に取り組みたいと、希望に燃
えている——の夢を無残にもぎ取るというようなことは、農業委員として、私は皆さんにしてほし
くないんですよね。

ここは、段々畠になつております。97ページに図面がありますけど、この一段一段が、一枚の
田です。こういう段々畠を耕作された方は、お分かりと思いますけど、順々に地下水が、地下へ流
れていきます。畦べりに寄ってきます。彼がおっしゃるには、——のことは随分言われますけど、
除草剤にしても、業者はやらないよと言つても、いろんなところで除草剤は使つてゐると。地下水
も汚染される。一旦汚染されたら、どうするんですか。取り返しつかないじゃないですか、つてい
う話を真剣にされます。それを取り上げなければ、私も先ほど会長にお話したんですけど、そん
なのは理由にならないと言われれば、そこまでです。だけど、農業委員として、本当に農業をした
いんだ、っていう、そういう思いの人の気持ちを、まるまる潰すということは、私たちにしていい
ことなのかなと思います。本人の——にも電話して聞きましたが、これは——
——、——とはよく私も話しておりました。本当に農業に理解のある方でした。——、
管理ができなくなつたので、家の周りは残したいけど、ほかの田は売りたい、というようなことを
おっしゃいました。ちょっと話が、仕事中だったので途切れてしまつたんですけど、私もいろいろ
考えを、一転二転させているんですけど、——も聞く耳を持たない、というふうにおっしゃつ
ているみたいですが、もう一度、——と一緒に顔を合わせて、話をしてみたほうがいいんじ
やないかなと。両方の方が納得されないと、多分——はこれがソーラーになるといえば、——
引くよつておっしゃいますので、——も本当に困られます。一段くらいあるんですけど。この
ソーラーを許すと、——のすぐ下の田が、それは私たちがあそこで現地調査をしてるときに、
もう他の会社の方が来られて、自動車を止めとつて、家に入られたり、それと私がちょっと後でお
話してたら、また——の家があるんですけど、あの方はすごく悩んで、いろいろ注文をつけ
ていらっしゃいます。そこにも何か立ち寄られていたので、次の会社の方がまたそこを狙つていら
っしゃるなと思います。もう本当、私どうしていいか分からないので、皆さんの御意見を聞きたい
と思います。長くなつてすみません。よろしくお願ひします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと確認したいんですが、被害防除計画書です。これ96ページです。

雨水の排水計画で、自然流下で農業用排水路というふうになっていますが、これは水利権とかはあるんですか。上に溜池があって水利権があろうかと思うんですが、こういうところの水利権者の許可とかいうのは、取られておられるんですか。

○1番 雨水の場合は要らないのかなと思います。

○6番 もう1件、ここなんですが、下流にある有望な新規就農者がおられるということなので、ちょっと影響が大きいのかなと思って。それで問題が、除草剤なんです。除草剤を撒かれると下流の農地に致命傷を与えるかと思うんですが、これは後々発表させていただきますが、私のところで、16番で、そういう事例でありまして、それで農業を諦められたということがあります。そういう事例と被っておりますので、どうかなと思っております。いかがでしょう。

○1番 除草剤はもう嫌っていらっしゃいます。やはり、地下水から汚染されて、作物にも影響があるって本人はおっしゃっていますので。最初の話ですけど、もし1筆もらうなら、それも入れたいとおっしゃってました。

○藤井会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○5番 5番、原田です。私のところであった事例ですけど、太陽光が来て話が進んで、最終的には太陽光にならなかったんですけど、その土地を求めるに、農地として使うという方が現れて、その対策ができたということなんんですけど、そこに至るまでは、いろいろ業者も呼んで、みんな呼んで、説明会をして、ああじゃないこうじゃないと要求もかなり突きつけて、やったという経緯がありまして、最終的に、そのすぐ近くの方が、その農地を求めて、営農をされたということで、おさまったという事例なんんですけど。この土地を、どなたか求められそうな方があるんですか。その辺はどうですか。

○1番 ———が求められたらしいんですけど、この方も、今一段くらいありますよね。今のこの田が、本当に段差が一枚、ソーラーができるところが一枚になっていて、ちょっと何をしても大変なのかなと思うのは思います。それは、ちょっと、分かりません。

○藤井会長 ほかにございませんか。

○2番 2番、石川です。一緒に見に行ったんですが、今、除草剤という話がありました。先にここ、——の方がすぐ下にいらっしゃるので、除草剤を使う場合は営農に支障があるということになりますので、そこは、条件をつけていいと思います。除草剤は絶対に使わない。使ったらもう、除けてくれという話ぐらいでいいんじゃないかと思うんですが。それは間違いなく支障が出てきます。ぜひ、条件をつけていただきたいと思います。

それと、訪問記録の中をずっと見ているのが、すぐ上の家の方へ対して、風災が心配という話で、台風被害が心配、自然災害時は、賠償責任が免責となるために、自身の火災保険にて対応をお願いする、というようなことが書いてあるんですが、原則論ですよね。原則論はまさにこの通りと思う。

自然災害の場合は、免責ということなんですが。事業者が初めからこれをうたうということは、めったにありません。私も隣の事業者から物が飛んできて、屋根が壊れたことがあるんですが、自然災害だからしょうがないね、と言ったら、うちの責任で直します、と言うので、直してくれました。だから、事業者としてこの業者は、どうなんかなという気はしますね。はなから自然災害の時は対応しませんよ、どうたっているんで。パネルが飛ぶ可能性はゼロじゃないので、そうすると、ここは大きく引っかかることがあります。家に対しての災害は、農業委員会からは、なんとも言えませんが、パネルが飛んでいっても知らんよと言う、まさにそういう言い方なので、農地に飛ぶ可能性もありますら。ここはもう一度確認をお願いしたいと思います。したがって、今日はちょっと。個人的にはそう思います。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○13番 13番の熊安ですけど、今石川さんがおっしゃっていた台風なんかが来た場合のことです。それ、私の今度12番でしたか、それにもちょっと関係するんですが、私もそこを、周りのところも隣接している、私の今、12番の担当も、後でお話ししますけど、あの、自然災害とかそういうとき賠償問題とかそういうのは、2階建ての瓦が太陽光のガラスに当たった場合、破損させた場合どうなりますか、ということをすごく心配していらっしゃったんですね。それで、本社の方に尋ねてみました。そしたら、あ、それは大丈夫ですよ、うちの太陽光の会社のほうで保険をかけているので、そういう保証をしてもらったりとか、そういうことはありませんので、安心してくださいという回答だったので、それをお伝えしました。

○藤井会長 ほかにございませんか。

○11番 11番、池田です。やっぱり、今、土地を下で耕作しておられる方がおられるんですけど、それも土地の所有者ではなくても、一応、近隣者の1人にはなると思うんです。この方の訪問記録に、これには入ってないんですけど、やっぱり入れるべきであると思います。

それと、今のこの分で、私は以前からあるのは近隣の許可が必要かどうかということで、これ、実際取っているんですけども、こういう理由で困るという場合にどうするのかというと、それがあった場合に、やっぱりその意味は勘案していかなきやいけないと思います。せっかく新規農業者がちゃんと下のほうに農業しておられる、そういう場所の形態、いろんな事情をやっぱり考慮すべきところが場所としてあるんじやなかろうかというような気もするんです。

ただ、数件あって、1件だけ反対があって、正当な理由にならない、3条だったらいろんな理由書を書かれますよね。だから、そういう手続で、極端に言えば、反対なら反対の理由書というのを一応出していただく、こういう書式に記入して。それを基づいて判断するとか、ちょっとこの近隣の許可というのはどうもなんか中途半端な。これ出してもらうんだけど、説明して了解してもらったと、ポスト投函しつつたと。結果分からないのがいっぱいあるんですよね、投函してある。結論

が中途半端なかたちですよね、これを見ると。ほかも皆そうですけど。だから、説明がどうだったのかというのがやはり要るのではないかという気がします。

○藤井会長 今の話は、この案件に限らずですよね、結構。不在とかそういうのが往々にして出てきている、今までね。従来のやり方でいいのかどうかというのは。

○11番 不在とかそういうのが多いのはどういう風にするのか。これで通しますよね、結構。ポストに入れちょっとらいいでですよというのでなしにもっと具体的に要るかどうかというのは。

○藤井会長 分かりました。ほかにないですか。

今、地元委員さんが説明された、懸念される理由というのがいろいろ出てきていたんですけども、1つは、―――をやられている―――をいかに守っていくかと。そのためにどうするか、農業委員会で指導をするかということが1つ。もう1つは、今じゃあ具体的に何をどうすればいいのかという話で、皆さんの御意見を聞いて出てきたのは、除草剤の使用はやめてもらうようにするべきだ、確約書取るべきだということと、風水害の補償をどうするかというのも、はつきりすべきだということなんですけれども。地元委員さんの話を聞くと、そもそもの―――さんが反対される理由というのが、太陽光がまず嫌いだと。で、もう1つは、―――可能性があるんだと。具体的に出てくるお話はそれだと思うんです。だから、その理由だけは、その理由で反対することはちょっと難しいんじゃないかなというふうに、僕個人としては思います。あとで、いかに―――、先に始めている人を守るかということは、ちょっと皆さんと一緒に考えなくちゃいけない問題だというふうに僕は思うんですけども、その辺について、ちょっと僕の意見に対して御意見があれば、ぜひお伺いしたいと思います。どうですか、皆さん。

○6番 6番、倉重です。太陽光パネルから―――というのは分からなくもないけど、これは、はつきりとしたお断りの理由にはならないと私も考えています。ただ、風水害に関しては、実際に私のところでは、風水で崩れたパネルとかも見ておりますし、それに何も対応していないという現状もあるのは事実であります。したがって、そういうのは理由にはなるのかなと思います。現実はそうでありますから。以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

こういうゴタゴタになってから、事務局の対応としては、事業者にもう一度この―――の方と直接会って対応策をお話をしてほしいというお願いをしました。それで事業主の方もそれで動かれました。ただ、どこでどうこじれたのか分かれませんけれども、―――の方が聞く耳を持たないという形で面会を拒否されていますので、ちょっとどうしようもない手詰まりの状況です。その状況で、うちがここで判断しようとすると、なかなか理由が理由だけに拒否するのは難しいなという思いがあるんですけども、先ほど地元委員さんがおっしゃって、間に入って、とにかくもう1回話し合いの場を設定するという努力をしてみたいというお話をしたので、ぜひ今のいろんな意見

をもとに、もう1回話し合っていただいて、結論を出そうかなというふうに今思っているところですけれども、皆さんの御意見はどうですかね。

あくまでもその一番の理由は、何とかして——を守ってあげたい。ただ、今おっしゃつている理由では、それで太陽光を拒否することは難しいなという思いがありますので。あくまでも新規就農者さんが納得できる形が探し出せないかなということで、委員会としても努力したいなというふうな思いでありますけれども。そういう意味でもう1回努力していただきたいと思うんですけども、どうですかね、皆さん。

○1番 私もその後、——と会ってないんですよね。事務局さんとお話しされたり、——とお話しされたりしているので、——とは、——長くお付き合いするようになると思うんですよ。——、———なので、だからちょっと話合いをさせてもらいたいと思うんですけど。それでちょっと日にちを出せればと思うんですけど、これは皆さんにお願いです。

○藤井会長 それで、なかなか地域的に難しいんですけれども、ぜひこれを機会に今一生懸命話を進めていただいている地域計画の中に、この地域をどうするのか、将来的なことも含めて話し合っていただければ、また違った展開もできるんじゃないかと思いますので、ぜひちょっと御苦労かけますけれども、相談してみてください。

皆さん、それでよろしいですか。じゃあそういうことで、今回この9番、保留という形にさせていただきたいと思います。皆さんの賛同を求めたいと思いますけれども、保留ということで了承していただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、保留。もう1回話し合いの場を持てるように事務局も努力してください。ということで、お願いします。

じゃあ次に10番、地元委員さん、説明をお願いします。10、11、一括で上程させてください。

○7番 7番、木原です。議案第31号の10と11について説明いたします。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

5月10日に事務局と倉重委員さんとで現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、——地区で、——の——付近にあります。申請地は長年にわたり休耕していて、保全管理をするのも限界ができるので、この先考えて手放すことを決意したそうです。

それから、近隣の方にお話を聞くと、太陽光はあまり好きではないが、このまま農地が荒れていくよりはマシという意見が多くありました。譲受人も、設置後の管理については、極力地元の要望

に対応していきたいとのことです。報告は以上です。皆さんの御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、11番、承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。議案第31号の12は、119ページです。譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電に転用するという、所有権移転をしたいという申請です。現地は、――――から――m東のところにあります。5月2日、事務局お2人と私、9日の日に午前中に松永さんにも確認していただきました。5月9日に――――と電話で連絡を取りました。この地に隣接している方から、台風などで瓦が落ちて破損させた場合、どうなるのかを心配されていましたので、そのことをお伝えしましたら、よく分からぬのでということで、譲受人さんから直接連絡していただきましょうと、――――が言われて、お電話がありました。譲受人の方からは、お電話がかかってきて、保険で修理しますので、その点御安心くださいというお答えでした。

また、125ページの隣接地説明議事録によるところのこの関係者は、①のみの方のみです。あとは、関係外の方です。

こここのところの説明で、私ちょっと疑問に思うんですが、台風なんかが起きた場合、台風19号のときです。瓦が、私、隙間から外を見てたんですけど、隣の家の瓦が真横に飛んでたんです。だから、道を挟んでいたら、隣接地にならないという考え方も、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いました。と言いますのが、道っていうのが2m幅しかないんですよね。それを挟むと、新しいお家がたくさん周囲にあるんです。こここの周囲、ここに書いてありますね。119ページに。そのように家がたくさんあるんですが、一応、隣接しているとは道を挟まないところっておっしゃったので、上の――――に確認いたしました。その隣接地の方に確認を取りましたら、何も伺ってないですっていう御返事でした。実はここにそういうのができますけど、大丈夫ですかねって一応伺いましたら、瓦なんかが飛んだとき、そういう場合はちょっと心配ですね、壊してしまったときどうなるんでしょうということで、連絡を取ったわけです。

次に、この案件にかかる農地法の許可基準について御説明します。この――――は見た目、一筆かと思いましたが、一筆、――――m²の第2種農地で、集団農地面積0.7haで、いずれの法令にも該当しない農地です。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断いた

します。皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番承認いたします。

続きまして13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の松永です。31号の13、譲渡人の農地を、太陽光発電事業の譲受人が、太陽光発電として譲り受けるという申請です。

現地確認を、5月2日、事務局2名と私、熊安小委員長、13日に行いました。ヒアリングは、5月12、13日と電話で連絡して、確認をとりました。現地は、――。――、――mのところです。

譲渡人に聞きましたところ、水はけが悪く作物を作るのにとても困難な土地であるし、高齢化して維持・管理することが難しいということで、譲り渡すということです。この農地区分は第2種農地で、いずれの法令にも該当しない。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。

皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、松田です。議案第31号の14について説明いたします。資料135ページから。

譲渡人のほうも、これもまた――で、この農地は荒れているような状態で、周りが全部太陽光に変わっているという状況です。それで、これ、許可基準に該当すると判断しておりますが、この資料で、141ページ、これ、――なんですよね。周りの今、太陽光に変わっているところが。こういう資料でもいいんですか。

○事務局 すみません、ちょっとこれ、こちらすいません。事務局のほうのミスです。申し訳ございません。

○9番 それで、この①とか書いてある分が、結局、説明したという、その次のページ、141ページに①、②とありますが、これがその周りの地権者の方らしいです。私、この下のほうを見て、これ何のことだろうかと思ったら、先ほど分かりました。これは、31号の12、13の方の分と一緒に書かれているということで、こういう資料ちょっと紛らわしいので、もうちょっと、ちゃんと1つずつ分けて書いていただくようにしていただかないといけないかなと思います。

いたらんことを言いましたけれども、御審議のほど、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。

今の御指摘の点、事務局、今後よろしくお願ひします。

ほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、これで14番承認いたします。

続きまして、15番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案第31号の15の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

5月10日に、事務局2名と末廣委員と現地確認を行いました。その後、関係者に電話で聞き取りを行いましたので、それらについて御報告いたします。

現地は、資料143ページ、144ページのとおり、――の――より一側約――m、――の――の南側辺りに位置しております。農地区分は、第2種農地ですが、先ほど私が説明した31号の1、2と、――mしか離れていない地域で、――では、この――、この辺りは太陽光発電業者からすると、非常に狙い目の農地になっているようです。ほとんどは、耕作されていない、いわゆる一反弱前後の農地が多いということと、ちょっとした丘陵と、それから低い低地ということで、農業があまりやりづらいというような農地、それと高齢化すとということで、ほとんどは耕作されていないということです。

申請地の状況なんですけれども、ここも、譲渡人によれば、――――――年以上耕作はしていないということで、保全管理をしているという程度でございます。

後継者もおらず、維持管理に苦労していたところ、2年ぐらい前から業者のほうから話があって、ようやく今回話がまとまったということでした。近隣関係者への説明も、150ページのとおり実施されており、地元自治会長からもいろいろと要望が出たということで、業者のほうも全て100%完璧に、全ての地権者にきちんと説明するのはなかなか大変だというようなことは言っていましたけれども、この業者は、不在の場合にはポストに投函して、いついつぐらいまでに何か

希望があつたら連絡くださいというような書き方をしているようです。ですから、いつまでは何もなかつたよということで、そういう意味では、承諾してもらったというような解釈をしているようです。周辺農地に関わる、営農条件に支障を生ずるおそれもないと思いますので、本件については転用やむなしというふうに思っています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、承認いたします。

続きまして、16番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第31号の16番は譲渡人が譲受人に売却して、太陽光発電設備を設置するという案件であります。

現地確認の前に、4月2日に私のところに書類をいただきおつたのですが、不在であります、実際のお話が5月1日に電話で連絡して、譲受人のほうに確認をいたしました。

それと、現地確認ですが、5月10日に木原小委員長と、事務局2名でしております。

それと、譲渡人のヒアリングがちょっと遅くなりまして、5月14日、昨日なんですが、やりました。その結果を報告いたします。場所なんですが、これは――の――で、――の主要地方道の――というところから、下に下がったところにあります。この事象でありますが、譲渡人は、――、譲渡人の――が耕作をされていたのですが、実は、この上のほうに太陽光発電設備がありまして、そこの1番か2番かどちらの太陽光発電設備か分かりませんが、除草剤をかなり使用したということでありまして、それで、除草剤の影響で耕作ができなくなつた。そういうときに、譲受人から話をいただきて、譲受人の対応はとても紳士的であつて、これならお任せできるなと思ったということありました。だから、この話を進めてほしいということであります。

ほかには、周辺農家への聞き取り状況であります、この中で農家様3番4番でしたが、特に問題がないということであります。報告は以上であります。皆さん御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります御意見のある方お願いします。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないですね。採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、16番、承認いたします。

続きまして、17番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 議案第31号の17を説明させていただきます。こちらも現地確認の前に、書類を4月2日にいただきました。これは先ほどと流れは一緒ですね。5月1日に譲受人のほうからお話をいただきまして、納得いたしております。それから、現地確認を5月10日、木原小委員長と事務局2名でやっております。ヒアリングも、5月8日、この方は電話で確認をいたしました。この譲渡人は長年にわたって保全管理に努めてこられたんですが、もうそれも限界ということで、これも譲受人がとても紳士的な対応であったから、お任せすることでありまして、特にその辺りの問題はないのかなと思います。

あと、隣接土地所有者の承諾の状況、これ166ページになりますが、これは2番と3番、4番、
これは――――への説明になります。5番は、遠隔地でちょっとおられませんので、6番は実は
――――であります、こちらは私のほうから説明をしております。――――

_____。報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 翻訳に入ります。御意見のある方お願ひします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、17番、承認いたします。

時間は押しておりますけれども、引き続きやらせていただきます。

続きまして、議案第32号、33号、34号、一括して上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第32号を御説明します。議案書は9ページからです。

議案第32号は、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条農用地利用集積計画の公告についてで、令和6年5月24日公告予定の利用権設定が52件提出されております。

この件の集積面積は13万4496.75m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が43件、賃貸借権の設定が9件です。また、うち更新が43件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、基盤強化法の一部

を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案書は38ページからです。

議案第33号基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得、議案第34号農地中間管理事業法第18条7項農用地利用集積等促進計画の公告について御説明します。

議案第33号、34号につきましては、県で公告予定の利用権設定が14件になります。農地の集積面積は3万3,787m²です。こちらも、更新が9件ございます。

議案第33号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地のすべてを議案34号によって貸付を行うものです。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。なお、関連のある議員さんなり委員さんもおられますけれども、特に退室を求めないで進めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。御意見、御質問があればお受けしたいと思います。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと細かいことなんですが、議案第32号の申請番号3番、譲渡人、これいつの申請ですか。譲渡人、これ————おられます。

○藤井会長 事務局、答えてください。

○事務局 —————ということですかね。

○6番 はい。

○事務局 すみません。それであれば、こちらも入力の間違い、相続人が代わりに契約しているんだけは思うのですが、すみません、記録が。————、聞いて申し訳ない。

○6番 すばり言うと4月ですね。

○事務局 そうですか。なるほど。

○6番 —————。

○事務局 通常、農林水産振興課から記録をいただくときに、————手続きしておれば、そのように書いてありますので、それを備考に書かせていただいたらとかしているんですが。

○6番 それが、本人が————と思います。だから、どうしてこのお名前が載っておるのか、あらと思いました。農林水産振興課のほうはどうされたか分かりませんけれど。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特にないようですので、またお気付きの点がありましたら、そのつどまた事務局にでも確認していただければと思います。

それでは、採決に入ります。議案32号、33号、34号、承認いただける方は举手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、32号、33号、34号、承認いただけます。

続きまして、議案第35号、事務局、説明お願いします。

○事務局 すみません。修正連絡票で1番下に追加ということで書かせていただいているんですけれども、議案第35号、議案書は別冊で配布しております。こちらになります。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。

農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会の事務については、その運営の透明性を確保するため農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされております。実施状況について市のホームページに現在公表しております。

このお配りしています内容につきましては、4月の最適化会議、5月の年度総会で、御説明しましたものと同じものでございます。以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第35号を承認いたします。

続きまして、報告事項が29号から33号までございます。目を通させていただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 よろしいですか。特に御意見がないようですので、以上で議案審議を終了したいと思います。

午後4時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 5月17日

議長 藤井伸昌

署名委員

署名委員